令和9年度小牧市児童クラブ加入申込のご案内

※令和8年度と内容に変更があります。継続利用の方も必ずご確認ください。

◆児童クラブとは

就労などにより保護者が昼間家庭におらず、保育が必要な児童を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。

◆加入申込について

利用にあたっては年度ごとに申込が必要です。前年度から継続して利用を希望する方も申し込みしてください。（申込方法は別紙参照）

●申込方法

・下記の QR コードよりオンラインにて申し込みください。

※オンラインでの申込ができない場合は、こども政策課または各児童クラブへご相談ください。

●申込期間

【令和9年 4 月から利用する場合】

・11月2日（月）～12月31日（木）

【年度途中（5 月以降）から利用する場合】

・利用開始希望月の前月15日まで

※期限を過ぎて申し込みされた場合、翌々月からの利用となります。ご注意ください。

◆利用にあたってのルール

以下に記載のほか、**「確約書兼同意書」を必ずご確認ください。**ルールを守れない、改善が見られない場合など退会となることがあります。

●児童クラブの決まり事や支援員の注意を守る。

●無断欠席をしない。

無断欠席が一定期間続く場合は、その間保護者負担金が発生します。

●保護者負担金は期限までに納める。

●開所時間内に児童の送迎をする。

必ず時間内に保護者の責任のもと、児童クラブ職員との間で直接の引き渡しを行ってください。児童のみで児童クラブ前で開所時間を待つことは一切禁止しています。

◆申し込みできる児童

市内の小学校に在籍する小学1～6年生の児童のうち、保護者（父、母、児童と同一住所の65歳未満※の祖父母）が以下のいずれかに該当し、児童クラブでの集団生活が可能な児童です。なお、利用されたい児童に何らかの持病等がある場合は、事前に主治医に集団生活が可能かどうかの確認をお願いします。

※ 令和9年4月1日時点（4月2日以降に申し込みする場合は、申し込みの時点）

事由	申し込みできる条件	
就労・育児	年間を通じての利用	午後1時30分以降の時間帯を含む昼間4時間以上かつ月15日以上の就労を常態にしている
	長期休業（春・夏・冬休み）のみ利用	昼間4時間以上かつ月15日以上の就労を常態にしている
	育児休業期間中	家庭の状況により必要と認められる場合、原則、育休対象児童が満1歳の誕生日を迎える月末まで
出産	保護者の出産（出産予定日の3か月前の月初から出産 2 か月後の月末まで）	
介護・看護付添	保護者が親族を常時、看護・介護している	
傷病	保護者が疾病もしくは負傷し、または、心身に障がいがある	
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	
通学	保護者が4年生大学、短期大学、昼間4時間以上かつ月15日以上授業のある専門学校に通学している	

ただし、次に該当する場合は、申し込みができません。

（1）就労証明などからみて、保護者が開所時間内に児童の送迎ができない場合

（2）利用希望児童の兄弟姉妹を含め、過去の保護者負担金に未納がある場合

◆開所時間・休所日・土曜日開所

（1）開所時間

開所日	開所時間
学校の授業日（月～金曜日）	授業終了後～午後7時
春休み・夏休み・冬休み（土曜日を除く）	午前7時30分～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後6時
学校代休日・卒業式 ※特定の学年のみの代休日（野外生活等）については、他学年の授業終了後からとなります。	午前7時30分～午後7時

（2）休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が必要と認めた日（暴風警報の発令時、災害時、施設の大規模なメンテナンス時　等）

（3）土曜日開所

土曜日は近隣の児童クラブでの合同開所となります。（桃花台東、西児童クラブは単独開所）そのため、利用するクラブによっては土曜日の利用場所が異なることがあります。（詳細は別でお伝えいたします。）

◆保護者負担金

- 児童1人につき月額5，000円（8月分のみ8，000円）。
 詳細は別紙**「令和9年度保護者負担金について」**参照
- **保護者負担金の支払いは原則口座振替のため、口座登録が必要です。**
- **翌月末**に当月分を引落します。引落し前に口座残高の確認、入金をお願いします。（振替日が金融機関等の休業日にあたるときは、翌営業日になります。）
- 口座引落としができなかった場合は送付する納付書にて、納付をお願いします。
- 令和8年度以前に児童クラブを利用している場合は、登録口座をそのまま引き継ぎます。ただし、申込者（＝保護者）が過年度と異なる場合は引き継がれませんので、新たに口座登録が必要です。
- おやつを実施している児童クラブは、別途おやつ代を実費徴収します。（月額500～1，000円程度）

◆児童クラブを利用する必要がなくなったら

【退会する場合】

前月末までに「退会届」を提出してください。期限までに届出がない場合は、利用がなくても保護者負担金は徴収します。児童クラブへの連絡だけでは届出となりません。

【休会する場合】

半月以上欠席する場合は、「休会届」を提出してください。

休会期間は最大で2か月間（日単位であれば60日間）です。2か月を超える場合は、一旦退会となります。復職など再び利用が必要な時点で加入申込の手続きをしてください。（利用日の前月15日締め切り）

◆利用形態の変更について

利用形態には通年利用と長期休業のみ利用の2種類があります。変更する場合は「変更届」を提出してください。

長期休業のみで申し込まれた方が通年利用に変更したい場合は、就労証明書も必要です。（加入申込時と内容が変わらなくても新たに勤務先に作成を依頼してください。）

◆その他

- 就労証明書の内容について、市が勤務先に確認する場合があります。また、就労等に変更が生じて利用条件に該当しなくなった場合は利用できません。
- 風水害、感染症の発生等が生じた場合は、速やかに迎えをお願いします。
- お仕事が終わったら速やかに迎えをお願いします。また、就労が理由で加入の場合、就労のない日は児童クラブを利用できません。
- 児童クラブでの主な活動は集団での遊びを通じたものです。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援について充分な対応はできませんので、あらかじめご理解ください。
- 送迎時間の登録にはアプリ「安心でんしょばと」を使用します。アプリを使って随時、市や児童クラブからお知らせが届きますので、必ず確認をお願いします。時間内の送迎ができない方は、ファミリーサポートセンター（有料：TEL　74-4755（午前9時30分から午後4時30分））等の別のサービスをご検討ください。
- 放課後の過ごし方を、ご家庭で児童を含めてお話し合いの上、お申し込みください。

◆児童クラブ一覧

クラブ名	住　　所（所在地）	電話＆FAX
一　　色	久保一色3500（一色小学校内）	77－3275
米　　野	中央五丁目339（米野小学校敷地内）	77－3357
北　　里	下小針中島二丁目50（北里小学校内）	71－2584
本　　庄	本庄2597－18（本庄小学校東側）	78－5711
小　　牧	小牧三丁目17（小牧小学校敷地内）	77－5122
味　　岡	小松寺五丁目150（味岡小学校敷地内）	77－8666
小 牧 原	小牧原新田1125（小牧原小学校内）	73－7339
小　　木	小木西二丁目1（小木小学校内）	72－8655
村　　中	村中1045（村中小学校敷地内）	76－2655
小 牧 南	若草町82（小牧南小学校内）	76－8851
三 ツ 渕	三ツ渕480（三ツ渕小学校敷地内）	76－8100
桃花台東	光ヶ丘三丁目50（現光ヶ丘小学校内）	78－2110
桃花台西	桃ケ丘二丁目3（現桃ヶ丘小学校内）	79－2110

Komaki

◆問合先

小牧市役所　こども政策課　子育て支援係

電話　0568-72-2101（内線4249）

0568-76-1129（直通）　平日9：00～16：00

森林資源保護のため再生紙を使用しています。